

第 3 回 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成15年6月27日（金） 午後 1 時30分

場所 角館広域交流センター 多目的ホール

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会長あいさつ

3 . 会議録署名委員の指名について

4 . 議 題

報告第 1 2 号 平成 1 4 年度仙北北部合併協議会歳入歳出決算について

報告第 1 3 号 田沢湖・角館・西木合併協議会ホームページの開設について

協議案第 5 号 新自治体の名称について（継続協議）

協議案第 6 号 新自治体の事務所の位置について（継続協議）

協議案第 1 0 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

協議案第 1 1 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議案第 1 2 号 地方税の取扱いについて（その 1 ）

その他

5 . 閉 会

合 併 協 定 項 目

NO .	項 目 名	提出月日		確認月日	
1	合併の方式について	H15. 4.10	第 1 回	H15. 4.10	第 1 回
2	合併の期日について	H15. 4.10	第 1 回		
	(協議細目) 合併目標期日について	H15. 4.10	第 1 回	H15. 4.10	第 1 回
3	新自治体の名称について	H15. 5.23	第 2 回		
4	新自治体の事務所の位置について	H15. 5.23	第 2 回		
5	財産の取扱いについて	H15. 5.23	第 2 回		
	(協議細目) 財産の取扱いについて (財産区除く)	H15. 5.23	第 2 回	H15. 5.23	第 2 回
6	一般職の職員の身分の取扱いについて	H15. 5.23	第 2 回	H15. 5.23	第 2 回
7	新市町村建設計画について	H15. 5.23	第 2 回		
	(協議細目) 新市町村計画の概要について	H15. 5.23	第 2 回	H15. 5.23	第 2 回
8	議会の議員の定数及び身分の取扱いについて	H15. 6.27	第 3 回		
9	農業委員会の委員の定数及び身分の取扱いについて	H15. 6.27	第 3 回		
1 0	地方税の取扱いについて	H15. 6.27	第 3 回		
	(協議細目) 地方税の取扱いについて (その 1)	H15. 6.27	第 3 回		

報告第12号

平成14年度 仙北北部合併協議会歳入歳出決算について

平成14年度 仙北北部合併協議会歳入歳出決算及び監査結果を別紙のとおり報告する。

平成14年度 仙北北部合併協議会歳入歳出決算書

【歳入】

(単位:円)

款	項	当初予算額	補正予算額	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	説 明
1 負担金		3,000,000	0	3,000,000	2,814,000	2,814,000	0	
	1 負担金	3,000,000	0	3,000,000	2,814,000	2,814,000	0	田沢湖町 801,000 角館町 859,000 中仙町(負担金767,000・返納額186,000) 581,000 西木村 573,000
2 県支出金		5,000,000	0	5,000,000	3,300,000	3,300,000	0	
	1 県支出金	5,000,000	0	5,000,000	3,300,000	3,300,000	0	合併重点支援地域指定市町村支援事業費補助金 3,300,000
3 諸収入		1,000	0	1,000	26,614	26,614	0	
	1 諸収入	1,000	0	1,000	26,614	26,614	0	諸収入(預金利子2・賃金返納26,612) 26,614
歳入合計		8,001,000	0	8,001,000	6,140,614	6,140,614	0	

【歳出】

(単位:円)

款	項	当初予算額	補正予算額	流用額	予算現額	支出済額	不用額	説 明
1 総務費		2,514,000	0	0	2,514,000	2,292,226	221,774	
	1 総務管理費	2,514,000	0	0	2,514,000	2,292,226	221,774	会議会場借上料賄費等 151,151 会議録作成委託料 151,200 事務所備品等賃借料 911,400 事務所維持管理費 683,557 臨時職員賃金等 394,918
2 事業費		5,290,000	0	0	5,290,000	3,307,228	1,982,772	
	1 事業推進費	5,290,000	0	0	5,290,000	3,307,228	1,982,772	新市将来構想基礎調査委託料 2,500,000 先進地視察研修費 460,728 PR資料作成費 346,500
3 予備費		197,000	0	0	197,000	0	197,000	
	1 予備費	197,000	0	0	197,000	0	197,000	
歳出合計		8,001,000	0	0	8,001,000	5,599,454	2,401,546	

歳入歳出 差引残高 6,140,614円 - 5,599,454円 = 541,160円(法定協議会へ繰越し)

平成15年5月23日

田沢湖・角館・西木合併協議会

会長 田沢湖町長 佐藤清雄様

仙北北部合併協議会監事

田	12	喜義	国
熊	谷	佐	美
佐	藤	宗	事

平成14年度仙北北部合併協議会監査報告

平成15年5月23日仙北北部合併協議会規約第6条第3項の規定により、平成14年度標記協議会収支決算について監査を行いましたので、その結果について下記のとおり報告いたします。

記

平成14年度仙北北部合併協議会収支決算について、関係諸帳簿、預金通帳等を審査した結果、計数に誤りがなく経理が良好と認めました。

田沢湖・角館・西木合併協議会ホームページの開設について

田沢湖・角館・西木合併協議会では、協議状況や合併に関する情報を広く住民に提供するため、平成15年6月17日ホームページを開設しましたので報告します。

田沢湖・角館・西木合併協議会ホームページ

ホームページのアドレス

http://www.hana.or.jp/~gappei/

主な内容

- トピックス（更新情報、今後のスケジュール）
- 合併協議会の概要（規約、規程、組織、経緯など）
- プロフィール（3町村の統計資料など）
- 協議会開催状況（会議資料、会議録など）
- みんなの広場（意見・質問コーナーなど）
- 合併Q&A（一般的な合併の質問と回答をとりまとめたもの）
- 任意協議会（会議資料、会議録）

協議案第 5 号

新自治体の名称について（継続協議）

新自治体の名称については、新自治体の地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称とする。決定方法は公募によらず現在の名称を基にし、法定協議会で協議のうえ決定する。

自治体の名称についての参考資料

・地方自治法第3条第1項

地方公共団体の名称は、従来の名称による。

自治体が名称を変更するときは都道府県知事への協議を必要とするなど、いたずらに変更をすることを禁じているが、新設合併の場合の名称は、廃置分合の処分の際に合わせて決定されるので、地方自治法上の手続きは不要である。

新自治体の名称は自由に決めることができ、読みやすく、わかりやすい名称を採用するケースが多いが、最近は安易にひらがな、カタカナ名を使用する名称がなぜか多く創り出されている。

合併はよく男女の結婚にたとえられるが、合併も結婚もお互いに対等な関係で一緒になるものである。結婚の場合、最近は夫婦別姓もあるが、いずれかの姓を名乗らねばならず、全く別の姓は名乗られない。

地名にはそれぞれの歴史と文化と伝統があり市町村名にもそれがあはるはずである。これを裏切ったような名称は新しい自治体の名称にはふさわしくないとはいえないだろうか。

・3町村の名称の歴史的、文化的背景

1. 田沢湖町

- ・昭和31年9月、「生保内町」「田沢村」「神代村」が合併して「田沢湖町」の町名となった。「田沢湖」は湖の名称であった。

昭和41年10月 生保内線、橋場線は盛岡までの開通により田沢湖線に生保内駅は田沢湖駅に改称された。

- ・「田沢湖」の名の由来

田沢村にある潟というのが基になって時代とともに田沢湖と呼ばれるようになったという説がある。 田沢の潟→田沢瀉→田沢湖

文化8年(1811)秋田藩主佐竹義和公が領内巡検で田沢湖を訪れたときの和歌に「田沢瀉」の文字が使用されている。

- ・歴史資料による湖の呼び名の移り変わり

延宝5年(1677)	田沢の潟	享保20年(1735)	潟
明和6年(1769)	槎湖、辰子潟	文化7年(1810)	漢槎湖
文政7年(1824)	養老湖	天保4年(1833)	田沢の湖
明治44年(1911)	田沢湖		

「田沢湖」の呼び名が定着したのは明治時代と推測される。

2. 角館町

- ・昭和 30 年 3 月、「角館町」「中川村」「雲沢村」「白岩村」が合併して新しく「角館町」となった。「角館」は古くからの地名である。

- ・「角館」の名の由来

江戸時代（1603 年～1867 年）になってから 400 年以上続いている地名である。「角館」の地名がいつ頃から使われたかは不明であるが、天正 18 年（1590）に戸沢盛安が豊臣秀吉の小田原攻めに加わり、その功を認められての系図に「角館」と記されていたようである。

この地方を治めていた豪族は戸沢氏であったが、実在した人物として記録をたどれるのはこの戸沢盛安からである。

これらから、「角館」の地名はおそらく、それ以前から使われていたものと推測される。

3. 西木村

- ・昭和 31 年 9 月、「西明寺村」と「桧木内村」が合併して、両方から一字ずつとって「西木村」の村名となった。

- ・旧村名「西明寺」と「桧木内」の由来

宝暦 12 年（1761）に書かれた文献に「西明寺」の地名の由来があるが、伝説によるものであり語源は明らかではない。

また、「桧木内」の語源はアイヌ語説もあるがこれも明らかではない。いずれにしても「佐竹北家日記」で延宝 2 年（1674）二代義明の時の記述に「西明寺」「桧木内」の地名が見受けられるので、二つの地名とも、それ以前から使われていたものと推測される。

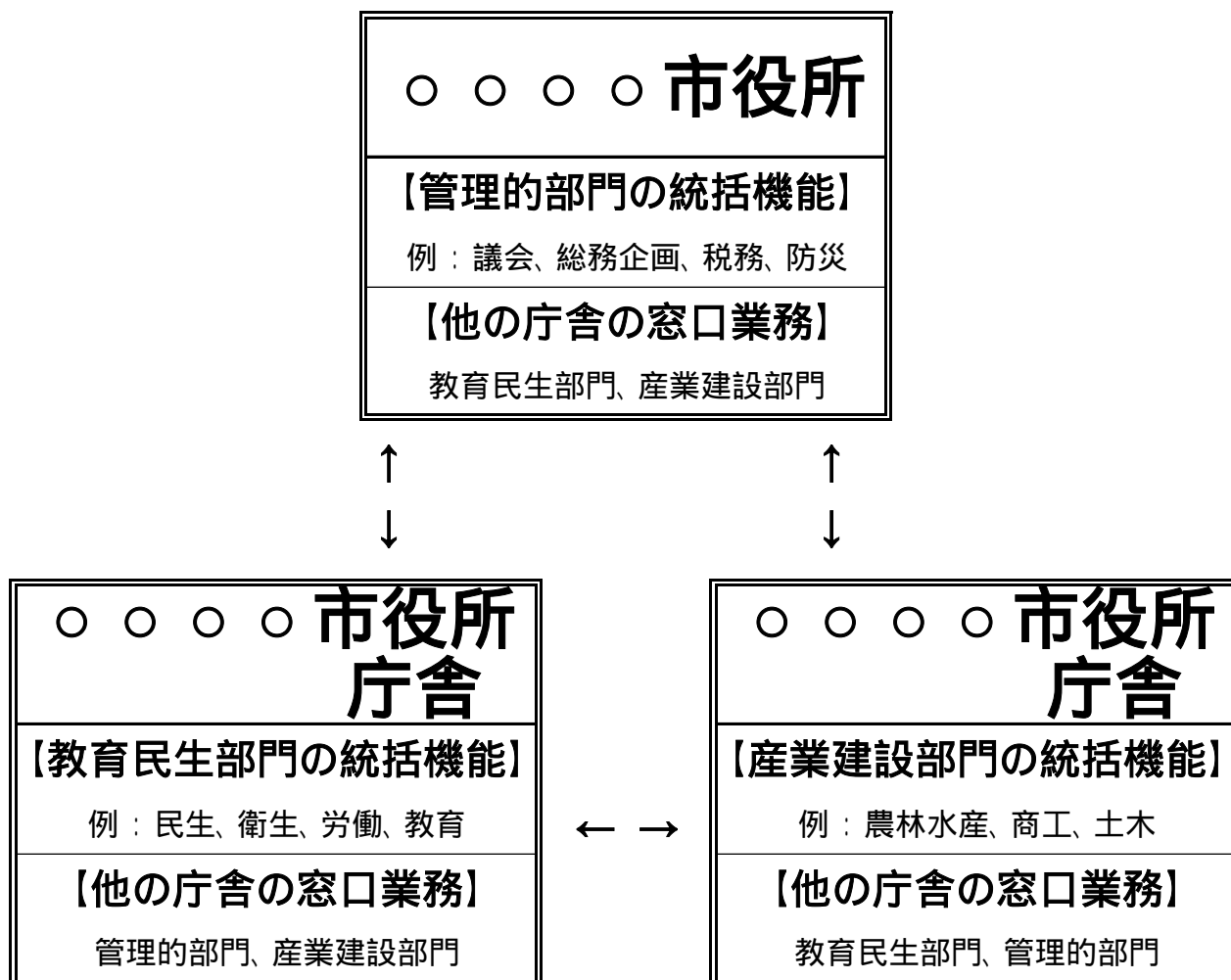
協議案第 6 号

新自治体の事務所の位置について（継続協議）

新自治体の事務所の位置については、各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とする。本庁舎の位置、分庁舎の役割分担等については、法定協議会で協議し決定するものとする。

なお、住民に対する窓口業務は、本庁舎・分庁舎で同一のサービスができるようにするようにする。

分庁舎方式の概念図



参考

平成15年4月現在 普通会計職員配置状況		職員数	うち本庁等
管 理 的 部 門	議会、総務企画、税務、防災	152	128
教 育 民 生 部 門	民生、衛生、労働、教育	235	84
産 業 建 設 部 門	農林水産、商工、土木	111	104
合 計		498	316

普通会計職員とは、病院、介護施設や上下水道などの公営企業職員を除いた職員です。

本庁舎以外に勤務する主な普通会計職員は、次のとおりです。

管 理 的 部 門	支所、出張所、情報センター等、合併協議会事務局
教 育 民 生 部 門	保育園、診療所、学校、公民館、幼稚園等
産 業 建 設 部 門	観光関係施設等

新自治体の事務所の位置についての考え方

地方自治法第4条の規定により、『地方公共団体は、その事務所の位置を条例で定めなければならない。』とされています。市町村合併においては協議会の協議により市役所の位置を定めることになります。

本庁舎は、現在の3町村役場庁舎のいずれかを使用することになりますが、いずれの庁舎も全機能を収容するには容積的に困難である。このため、業務ごとに分離する分庁舎方式を検討しています。

これは、新自治体をスタートするに当たり、厳しい財政状況及び、合併目標時期までの期間を検討すると、合併時には庁舎の新設を行わず既存施設の有効利用を考慮したものです。

本庁舎の名称は、新自治体の名称が決定しなければできませんが、市となるべき要件が、人口3万人以上とする合併特例法改正案が6月12日衆議院本会議で可決され、本国会会期中の成立に向けて、同日参議院に送致されました。

この合併特例法の改正案が成立しますと、本合併協議会が合併目標時期としている、平成17年3月末以前(3月31日)であれば、新自治体は市として誕生することになります。

分庁舎方式を採用した、合併自治体の例としては、さぬき市、あさぎり町は、名称を〇〇支所としています。

西東京市は、『西東京市役所田無庁舎』、『西東京市役所保谷庁舎』としています。

東かがわ市は、『東かがわ市役所』、『東かがわ市役所引田庁舎』、『東かがわ市役所大内庁舎』としています。

議会議員の定数及び任期の取り扱いについて、合併特例法による在任特例を採用した場合は56人、定数特例を採用した場合は52人以内となり、現在の3町村役場のいずれの議場も狭く議会を開会することはできません。

このため、合併後の議会の開催場所は当分の間、現在の議場以外の場所を議場とすることを検討しなければなりません。

市役所、分庁舎の行政組織の配置等は、今後の協定項目であります、「事務組織及び機構の取扱い」において、別途協議をお願いすることになります。

なお、「事務組織及び機構の取扱い」について、先進事例では合併協議において整備方針を定め、具体的には専門部会等で業務内容を明確にした上で、行っている前例が多くなっています。

また、各組織の定数、配置数は、新自治体発足時に定めることになりますが、当分の間は合併への円滑な移行のため増員配置等で対応することになります。

さらに、分庁舎方式は、窓口業務の重複配置等により職員数の適正化が図れないとされていますが、定員管理計画等を随時見直し、合併による行政コスト縮減に努めるものとします。

新庁舎の建設については、現在の3町村役場庁舎はいずれも建築後、約30年を経過し老朽化も進んでおり、設計耐震基準も改正前のものが適用されています。

このため、市町村建設計画の策定においては、合併特例債を財源とする新庁舎建設も検討するものとします。

建設時期、規模、位置等は、新自治体の一体化の醸成等を勘案し、新自治体の判断に委ねるものとします。

なお、事務所の位置は、地方自治法第4条第2項で、『住民の利用にもっとも便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係に適当な考慮を払わなければならない。』とされています。

協議案第 10 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

協 議 事 項	議会議員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

区 分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第 6 条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第 7 条）を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後 2 年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任 期	設置選挙の日から 4 年 （地方自治法第 93 条第 1 項）	設置選挙の日から 4 年 （地方自治法第 93 条第 1 項）	合併後 2 年を超えない範囲で協議で定める期間。
3 定 数	地方自治法第 91 条第 2 項に基づく合併市町村の人口（地方自治法第 254 条）区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 地方自治法第 91 条第 2 項 人口 5 万人未満の市 26 人 人口 2 万人以上の町村 26 人 （平成 15 年 1 月 1 日から施行） * 人口 = 官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。 （地方自治法第 254 条）	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第 91 条第 2 項の定数の 2 倍を超えない範囲で定数定めることができる。 * 合併後の人口が 5 万人未満市、2 万人以上町村 = 26 人 2 倍を超えない範囲 26 人 × 2 = 52 人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第 91 条の定数に復帰する。（合併特例法第 6 条第 1 項）	地方自治法第 91 条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は第 91 条の規定に至るまで減少する。
4 選 挙 期 日	設置の日から 50 日以内 （公職選挙法第 33 条第 3 項）	設置の日から 50 日以内 （公職選挙法第 33 条第 3 項）	選挙を行わない。
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選 挙 区	条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第 15 条第 6 項） （合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。（公職選挙法施行令第 9 条））		

協 議 事 項	議会議員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

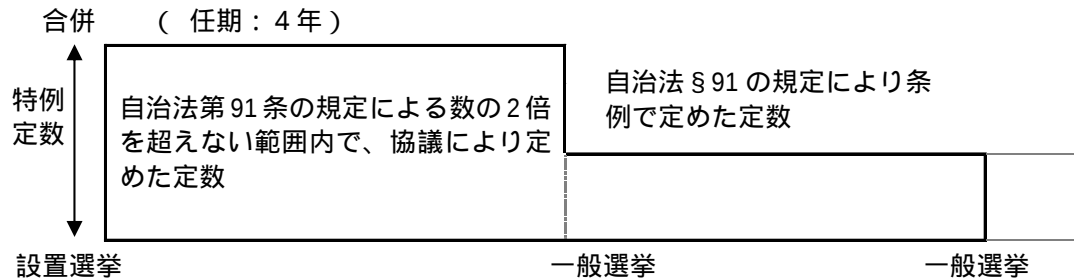
取 扱 い 方 法	内 容	先 進 事 例		
		合併市町村	合併関係市町村	合併の期日
地方自治法第 91 条の規定による方法 (合併特例措置の適用を受けない)	選 挙：合併後 50 日以内 定 数：条例で定める数 任 期：4 年 補欠選挙の有無：有 選 挙 区：設けることができる	京丹後市 (京都府)	峰山町、大宮町、網野町、弥栄町、 久美浜町合併協議会	平成 16 年 3 月 1 日予定
		飛騨市 (岐阜県)	古川町、河合村、宮川村、神岡町	平成 16 年 2 月 1 日予定
		丹後市 (兵庫県)	柏原町、氷上町、青垣村、春日町、 山南町、市島町	平成 16 年 11 月 1 日予定
合併特例法第 6 条の規定による方法 (定数に関する特例)	選 挙：合併後 50 日以内 定 数：法定定数の 2 倍以内 (合併後、最初の選挙に限る) 任 期：4 年 補欠選挙の有無：有 選 挙 区：設けることができる	三次市 (広島県)	三次市、君田村、布野村、作木村、 吉舎町、三良坂町、三和町、甲奴町	平成 16 年 4 月 1 日予定
		郡上市 (岐阜県)	八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、 美並村、明宝村、和良村	平成 16 年 3 月 1 日予定
合併特例法第 7 条の規定による方法 (在任に関する特例)	選 挙：無 定 数：現行議員数 任 期：合併後 2 年以内 補欠選挙の有無：無	南アルプス市 (山梨県)	八田村、白根町、芦安町、若草町、 櫛形町、甲西村	平成 15 年 4 月 1 日
		山県市(岐阜県) 東かがわ市 (香川県) 宗像市(福岡県) あさぎり市 (熊本県)	高富町、伊自良村、美山町 引田町、白鳥町、大内町 宗像市、玄海町 上村、免田町、岡原町、須恵村、深 田村	平成 15 年 4 月 1 日 平成 15 年 4 月 1 日 平成 15 年 4 月 1 日 平成 15 年 4 月 1 日

議会議員の定数特例・在任特例の概要(新設合併の場合)

1 定数特例(合併特例法第6条第1項)

設置選挙の際に、法定定数の2倍を超えない範囲まで定数を増加することができる。

[法制度]



[新自治体の場合]

3 町村の人口(平成12年国勢調査)

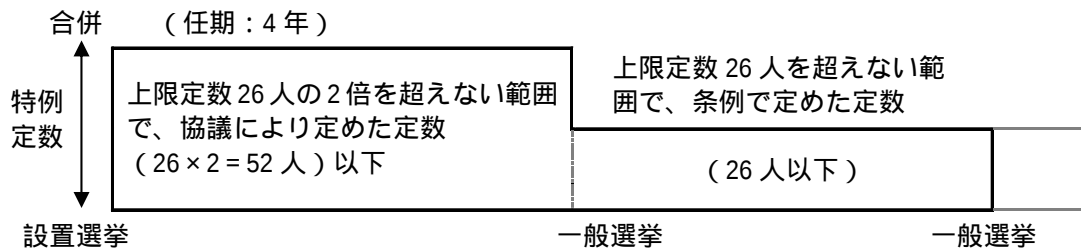
田沢湖町 12,899 人

角館町 14,676 人

西木村 5,990 人

(計 33,565 人)

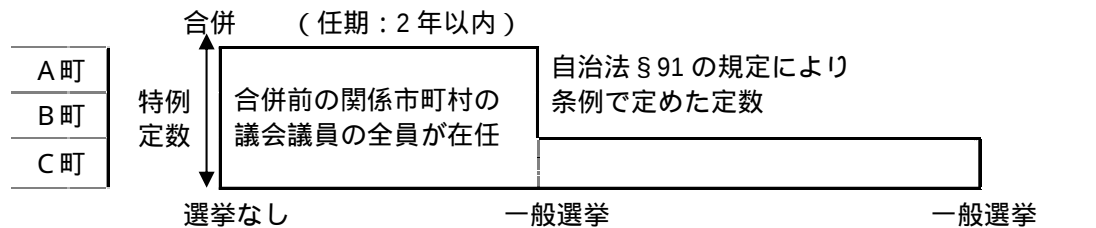
自治法第91条の上限定数 26 人



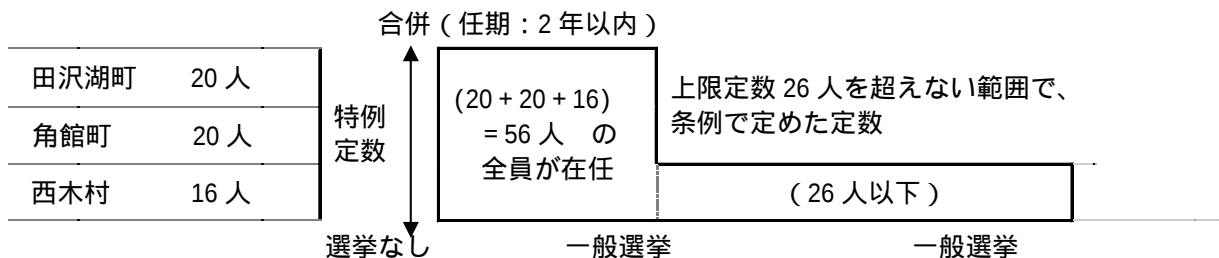
2 在任特例(合併特例法第7条第1項)

旧町村の議員は、合併後2年を超えない範囲に限り、新市町村の議員でいることができる。

[法制度]



[新自治体の場合]



議会議員の身分に関する取扱いに係る選択肢について

次の選択肢（ 、 、 、 ア、 イ）のうち、いずれか一つを選択。

いずれを選択する場合も合併関係町村の協議によるが、「 （定数特例）」または「 （在任特例）」または「 —イ（選挙区を設ける場合の定数特例に係る部分）」を適用する場合は、及び「 」または「 —ア」を適用する場合の「議員定数」については、合併協議会での協議内容について、関係町村の議会の議決が必要である。

合併特例法による特例を適用しない。（合併前の旧町ごとに選挙区は設けない。） 合併関係町村の協議により、地方自治法第 91 条第 2 項第 6 号に定める数「26 人（合併後の新自治体議員の上限定数）」を超えない範囲内において定めた定数による。 ・選挙の期日 設置の日から 50 日以内（公職選挙法第 33 条第 3 項） ・任 期 一般（設置）選挙の日から 4 年間（地方自治法第 93 条第 1 項） ・補欠選挙の適用 あり
合併特例法第 6 条による定数に関する特例を適用する。 合併関係町村の協議により、地方自治法第 91 条第 2 項第 6 号に定める数「26 人（合併後の新自治体議員の上限定数）」の 2 倍を超えない範囲で定数を定めることができる。（設置選挙に限り適用） ・選挙の期日 設置の日から 50 日以内（公職選挙法第 33 条第 3 項） ・任 期 一般（設置）選挙の日から 4 年間（地方自治法第 93 条第 1 項） ・補欠選挙の適用 あり
合併特例法第 7 条による在任に関する特例を適用する。 合併関係町村の協議により、合併後 2 年を超えない範囲に限り、引き続き合併町村の議会の議員として在任することができる。（地方自治法第 91 条の定数を超えるときは、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は地方自治法第 91 条の規定による定数に至るまで減少するものとする。） ・選挙の期日 選挙は行わない ・任 期 合併後 2 年を超えない範囲で協議により定める期間 ・補欠選挙の適用 なし
合併前の旧町ごとに条例で選挙区を設ける。 次のアまたはイのいずれかを選択。 ア 合併特例法第 6 条による定数特例を適用しないで選挙区を設ける場合。 合併関係町村の協議により、地方自治法第 91 条第 2 項第 6 号に定める数「26 人（合併後の新自治体議員の上限定数）」を超えない範囲内において定めた定数に基づき、合併前の旧町ごとに条例で選挙区及び選挙区ごとの議員定数を定め、これに基づき設置選挙を行う。 なお、合併後最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。（合併後の新市の選挙区の設定、選挙区ごとの定数を合併関係市町村の協議で定めることができる。「下段イによる場合についても同じ。」） ・選挙の期日 設置の日から 50 日以内（公職選挙法第 33 条第 3 項） ・任 期 一般（設置）選挙の日から 4 年間（地方自治法第 93 条第 1 項） ・補欠選挙の適用 あり イ 合併特例法第 6 条による定数特例を適用して選挙区を設ける場合。 合併関係町村の協議により、地方自治法第 91 条第 2 項第 6 号に定める数「26 人（合併後の新自治体議員の上限定数）」の 2 倍を超えない範囲で定めた定数に基づき、合併前の旧町ごとに条例で選挙区及び選挙区ごとの議員定数を定め、これに基づき設置選挙を行う。 なお、合併後最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。 ・選挙の期日 設置の日から 50 日以内（公職選挙法第 33 条第 3 項） ・任 期 一般（設置）選挙の日から 4 年間（地方自治法第 93 条第 1 項） ・補欠選挙の適用 あり

議員定数等調べ

町村名	人 口 (国勢調査) (H12.10.1)	法 定 の 上限定数 (H15.1.1)	条例で定める 議員の定数	現 行 任 期
田沢湖町	人 12,899	人以下 22	人 20	平成 17 年 9 月 29 日
角 館 町	14,676	22	20	平成 16 年 3 月 30 日
西 木 村	5,990	18	16	平成 17 年 9 月 29 日
計	33,565	62	56	
新自治体	33,565	26		

法定 地方自治法

第 91 条 市町村議会の議員の定数は、条例で定める。

第 2 項 市町村の市町村議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

第五号 人口 5 万人未満の市及び人口 2 万人以上の町村 26 人

(第一号から第四号及び第六号から第十一号は記載省略)

第 7 項 第 7 条第 1 項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

第 8 項 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

第 9 項 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第 1 項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

第 10 項 第 7 項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

人口別議員定数の状況

定数	人口3万人以上 4万人未満の自治体		人口4万人以上 5万人未満の自治体		人口5万人以上の自治体	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
14人	1	0.7%		0.0%	1	0.4%
16人	1	0.7%		0.0%	1	0.4%
17人	1	0.7%		0.0%	1	0.4%
18人	26	17.6%	4	4.3%	30	12.5%
19人	2	1.4%		0.0%	2	0.8%
20人	34	23.0%	20	21.7%	54	22.5%
21人	8	5.4%	10	10.9%	18	7.5%
22人	51	34.5%	21	22.8%	72	30.0%
23人	6	4.1%	4	4.3%	10	4.2%
24人	15	10.1%	22	23.9%	37	15.4%
25人	2	1.4%	2	2.2%	4	1.7%
26人	1	0.7%	9	9.8%	10	4.2%
計	148	100.0%	92	100.0%	240	100.0%

地方自治法

第91条 市町村議会の議員の定数は、条例で定める。

第2項 市町村の市町村議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

第五号 人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村 **26人**

協議案第 1 1 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
調整の内容	

	田沢湖町	角館町	西木村	計
現在の農業委員会委員の定数及び任期	- 定数 19人 - 選挙委員 14人 - 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人) - 任期 - 平成17年7月19日	- 定数 16人 - 選挙委員 11人 - 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人) - 任期 - 平成17年7月19日	- 定数 15人 - 選挙委員 10人 - 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人) - 任期 - 平成17年7月19日	- 定数 50人 - 選挙委員 35人 - 選任委員 15人 (農協推薦 3人) (共済推薦 3人) (議会推薦 9人)
	農業委員会の委員の任期は、農業委員会制度が発足した昭和26年7月に執行された一般選挙以来、3年ごとに任期満了に伴う一般選挙が執行されてきました。3町村の農業委員会は、委員の総辞職や解散等がなかったため大多数の自治体と同様に、現在の委員の任期は平成17年7月19日となっています。 これまでの例によると、平成17年7月には、第19回農業委員会委員の統一選挙が執行されるものと思われます。 農業委員会を設置している自治体の約68%が、3町村農業委員会の委員の任期と同様となっています。（平成14年、第18回統一選挙時）			
課題等	農業委員会の事務の取扱いについて 農業委員会が行うべき、「農地の競売の買受適格証明」、「耕作証明」、「贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明」等の証明発行などの農地法関係の事務の処理については、市町村の合併に伴い農業委員会が一時的に事務を行えないとしても農業委員会が設置されていることには変わりなく、市町村長部局が当該事務処理をすることは適当でないと解されています。 農業委員会の設置数について 新自治体の区域面積が、10万ha以上であり、農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定（施行令による基準 市町村の区域面積が24,000haを超える）により、2以上の農業委員会を置くことができることとなっています。 なお、一の農業委員会の、合併特例法第8条第1項の規定により新設合併の場合は選挙による委員の数は80人を超えられないと規定されていますが、3町村の農業委員会の選挙による委員の数は35人であり全委員が新自治体の農業委員会の選挙による委員となることができます。 農業委員会の選挙による委員の定数について 新自治体における選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2の規定により、30人以下で条例により定めることになっています。また、選任の委員は、農協推薦1人、共済推薦1人、議会推薦5人以下となっています。 なお、農業委員会等に関する法律第19条の規定により、選挙による委員の定数が20人を超える場合は、農地部会を設置しなければなりません。			

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの先進事例

新自治体名	関係自治体	合併の期日	協 定 内 容	農地面積 (ha)
		(合併前の任期)		農家数 (戸)
みなみ 南アルプス市 (山梨県)	八田村、白根村、芦安村、 若草町、櫛形町、甲西町	平成15年4月1日	農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律 (昭和40年法律第6号)第8条第1項第1号の規定を適用し、平成15年11月30日まで 引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	2,851ha
				4,940戸
かみまち 加美町 (宮城県)	中新田町、小野田町、 宮崎町	平成15年4月1日	農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委 員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適 用し、平成16年3月31日まで引き続き新町の農業委員として在任する。	6,440ha
				2,798戸
やまがたし 山県市 (岐阜県)	高富町、伊自良村、美山町	平成15年4月1日	農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置 き、3町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に 関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成15年9月30日まで引き 続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。	1,236ha
		平成16年12月20日 平成17年7月19日		1,841戸
かみまち 神流町 (群馬県)	万場町、中里村	平成15年4月1日	(1)「神流町」に1つの農業委員会を置き、万場町、中里村それぞれの農業委員会 の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規 定を適用し、合併後1年間引き続き在任するものとする。 (2) 選挙以外の委員は、農協推薦1名、議会推薦1名とし、万場町の例により調整す る。 (3) 報酬や旅費等については、現在の額を下回らないように調整する。	236ha
				215戸
むなかたし 宗像市 (福岡県)	宗像市、玄海町	平成15年4月1日	農業委員会委員の任期については、新市に1つの農業委員会を置き、両市町の 農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙 による委員として在任する。定数については、農地、農家戸数の状況を鑑み十分検 討し、新市において決定する。	2,280ha
		平成16年4月6日 平成16年5月17日		1,181戸
しずおかし 静岡市 (静岡県)	静岡市、清水市	平成15年4月1日	新市に1つの農業委員会を置き、両市の農業委員会の選挙による委員であった者 は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後 1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	6,830ha
				8,809戸
あさぎり町 (熊本県)	上村、免田町、岡原村、 須恵村、深田村	平成15年4月1日	新市の農業委員会の委員の定数及び任期については、農業委員会等に関する 法律に基づき、合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数 は20名とする。	3,069ha
		平成17年7月19日		1,493戸

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの先進事例

ひがし 東かがわ市 (香川県)	引田町、白鳥町、大内町	平成15年4月1日	農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成16年3月31日まで引き続き新市の農業委員として在任する。	1,698ha
		平成17年7月19日		2,346戸
なんぶちよう 南部町 (山梨県)	南部町、富沢町	平成15年3月1日	南部町及び富沢町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	488ha
				1,193戸
さぬき市 (香川県)	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	平成14年4月1日	農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	2,746ha
		平成14年7月19日		3,782戸
さいたま市 (埼玉県)	浦和市、大宮市、与野市	平成13年5月1日	新市に1つの農業委員会を置き、3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	2,630ha
				3,562戸
にしとうきようし 西東京市 (東京都)	田無市、保谷市	平成13年1月21日	新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	205ha
				324戸
ささやまし 篠山市 (兵庫県)	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	平成11年4月1日	新たに1つの農業委員会を置き、4町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	4,580ha
				4820戸

協議案 12 号

地方税の取扱いについて（その 1）

地方税の取り扱いについて、次のとおり調整する。

協 議 事 項	地方税の取扱い(その1)	関 係 項 目	
調 整 内 容			

	現 況			調整の具体的内容
	田沢湖町	角館町	西木村	
1	【市町村民税】 (普通徴収納期) 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 12月1日から同月25日まで 税率 均等割 2,000円 所得割 標準税率 前納報償率 1%×納期前月数 1納期に係る限度税額 20万円	【市町村民税】 (普通徴収納期) 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 12月1日から同月28日まで 税率 均等割 2,000円 所得割 標準税率 前納報償率 0.5%×納期前月数 1納期に係る限度税額 30万円	【市町村民税】 (普通徴収納期) 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 12月1日から同月25日まで 税率 均等割 2,000円 所得割 標準税率 前納報償率 1%×納期前月数 1納期に係る限度税額 20万円	納期については、田沢湖町・西木村の例による。 前納報償率については、角館町の例とし、1納期あたりの限度額は、田沢湖町・西木村の例による。
	【法人町民税】 均等割 資本金の金額 従業員数 税 額 1千万円以下 50人以下 50,000円 50人超 120,000円 1千万円超 1億円以下 50人以下 130,000円 50人超 150,000円 1億円超 10億円以下 50人以下 160,000円 50人超 400,000円 10億円超 50億円以下 50人以下 410,000円 50人超 1,750,000円 50億円超 50人超 3,000,000円 法人税率 12.3/100	【法人町民税】 均等割 資本金の金額 従業員数 税 額 1千万円以下 50人以下 50,000円 50人超 120,000円 1千万円超 1億円以下 50人以下 130,000円 50人超 150,000円 1億円超 10億円以下 50人以下 160,000円 50人超 400,000円 10億円超 50億円以下 50人以下 410,000円 50人超 1,750,000円 50億円超 50人以下 410,000円 50人超 3,000,000円 法人税率 14.5/100	【法人村民税】 均等割 資本金の金額 従業員数 税 額 1千万円以下 50人以下 50,000円 50人超 120,000円 1千万円超 1億円以下 50人以下 130,000円 50人超 150,000円 1億円超 10億円以下 50人以下 160,000円 50人超 400,000円 10億円超 50億円以下 50人以下 410,000円 50人超 1,750,000円 50億円超 50人超 3,000,000円 法人税率 12.3/100	均等割については、角館町の例による。 法人税率については、田沢湖町・西木村の例による。

協 議 事 項	地方税の取扱い(その1)	関 係 項 目	
調 整 内 容			

	現 況			調整の具体的内容
	田沢湖町	角館町	西木村	
2	【固定資産税】 前納報償率 1%×納期前月数 1 納期に係る限度税額 20万円 評価換え土地標準地 田 89点 畑 39点 宅地 118点 山林 30点 原野 43点 雑種地 24点 鉱泉地 24点 鉄軌道 4点	【固定資産税】 前納報償率 0.5%×納期前月数 1 納期に係る限度税額 30万円 評価換え土地標準地 田 237点 畑 237点 宅地 119点 山林 237点	【固定資産税】 前納報償率 1%×納期前月数 1 納期に係る限度税額 20万円 評価換え土地標準地 田 159点 畑 159点 宅地 53点 山林 159点 原野・雑種地 159点	前納報償率については、市町村民税と同じ取扱いとする。 賦課に係る土地評価額については、評価額の不均衡が見込まれるものもあり、合併後の評価換えにおいて、調整を図るものとする。
3	【軽自動車税】 納期 5月1日から同月31日まで	【軽自動車税】 納期 4月1日から同月30日まで	【軽自動車税】 納期 4月1日から同月30日まで	納期については、角館町・西木村の例による。
4	【たばこ税】 税率 2,434円(千本につき) 納期 毎月末日までに、前月の初日から末日までの税額を申告納付	【たばこ税】 税率 2,434円(千本につき) 納期 毎月末日までに、前月の初日から末日までの税額を申告納付	【たばこ税】 税率 2,434円(千本につき) 納期 毎月末日までに、前月の初日から末日までの税額を申告納付	3町村に差異がないため、現行のとおりとする。
5	【入湯税】 税率 入湯客1人1日 150円	【入湯税】 税率 (宿泊)入湯客1人1日 150円 (日帰り)入湯客1人1日 90円	【入湯税】 税率 入湯客1人1日 150円	入湯税については、田沢湖町・西木村の例による。

協 議 事 項	地方税の取扱い(その1)	関 係 項 目	
調 整 内 容			

	現 況			調整の具体的内容
	田沢湖町	角館町	西木村	
	【特別土地保有税】 税率 土地の保有 100分の1.4 土地の取得 100分の3.0 6 税額 土地の保有 (取得価格×1.4/100) - (固定資産税課税標準額×1.4/100) 土地の取得 (取得価格×3.0/100) - (固定資産税課税標準額×3.0/100)	【特別土地保有税】 税率 土地の保有 100分の1.4 土地の取得 100分の3.0 税額 土地の保有 (取得価格×1.4/100) - (固定資産税課税標準額×1.4/100) 土地の取得 (取得価格×3.0/100) - (固定資産税課税標準額×3.0/100)	【特別土地保有税】 税率 土地の保有 100分の1.4 土地の取得 100分の3.0 税額 土地の保有 (取得価格×1.4/100) - (固定資産税課税標準額×1.4/100) 土地の取得 (取得価格×3.0/100) - (固定資産税課税標準額×3.0/100)	3町村に差異がないため、現行のとおりとする。 ただし、平成15年度以降課税が停止されています。
	【鉱産税】 7 税率 100分の1 (1月の鉱物の価格の合計が200万円以下の場合は100分の0.7) 納期 毎月15日から末日まで	【鉱産税】 税率 100分の1 (1月の鉱物の価格の合計が200万円以下の場合は100分の0.7) 納期 毎月15日から末日まで	【鉱産税】 税率 100分の1 (1月の鉱物の価格の合計が200万円以下の場合は100分の0.7) 納期 毎月15日から末日まで	

地方税の概要

1 町村民税

町村民税は県民税と合わせて一般に住民税と呼ばれ、次のとおりである。

個人町村民税

個人の町村民税と県民税は、納税義務者や税額計算のもととなる所得金額などが同じため、納税義務者が便利のように町村が県民税も合せて課税し、合算して納めてもらう制度になっている。

(ア) 均等割

個人町村民税の均等割は人口によって異なり、標準税率は(1)年額 3,000 円 (50 万人以上の市) (2) 2,500 円 (5 万人以上 50 万人未満の市) (3) 2,000 円 ((1)(2)以外) の 3 段階となっており、現在 3 町とも 2,000 円であるが、新自治体になれば(3)の 2,000 円となる。(個人県民税は 1,000 円)

(イ) 所得割

個人町村民税の所得割は、前年中の所得に対して課税される。3 町村とも標準税率は、3%、8%、10% の 3 段階となっている。(個人県民税は 2%、3%の 2 段階)

標準税率：地方公共団体が課税する場合に、通常よるべき税率として地方税法に規定されている標準的な税率

法人町村民税

(ア) 均等割

法人町村民税の均等割は、所得の有無にかかわらず課税される。標準税率は、資本金等と従業員数に応じて田沢湖町、西木村は 9 段階、角館町は 10 段階に分かれており、制限税率は 14.7%まで。(法人県民税は資本金等の額に応じて 5 段階)

(イ) 法人税割

法人町村民税の法人税割は、原則として国に納付する法人税額に町村で定められている税率を乗じて計算する。標準税率は 12.3%、制限税率は 14.7%。税率は田沢湖町、西木村が 12.3%、角館町は 14.5% である。

制限税率：地方公共団体が税率を定める場合に、それを超えることができない税率

2 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋や償却資産にかかる税金で、納税義務者は、毎年 1 月 1 日(賦課期日)現在の固定資産の所有者である。評価は固定資産評価基準に基づき行われ、町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定、税率を乗じて算出する。3 町村とも標準税率は 1.4%、制限税率は 2.1%となっている。

償却資産：工場で使われる機械や事務所の備品などの事業用資産をいう。ただし、営業権や特許権などの無形減価償却資産、自動車税や軽自動車税がかかる自動車や軽自動車などは償却資産から除く。

3 軽自動車税

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日に現在登録のある原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車などの所有者にかかる税金で、税率は 3 町村とも標準税率であり、車種、総排気量などにより 1 台当たりの年額で定められており、たとえば、50cc 以下の原動機付自転車は、年額 1,000 円、自家用の軽四輪乗用車は、年額 7,200 円などがあり、制限税率は、標準税率の 120%と定められている。

4 たばこ税

市町村たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に国税、道府県税、市町村税が含まれている。納税義務者は、製造たばこの製造者、特定販売業者(輸入業者)、卸売販売業者であり、税率は法律において定められた一定税率で、製造たばこ 1,000 本につき、2,434 円である。

5 入湯税

鉱泉浴場（いわゆる温泉）を利用した人が、衛生施設や消防施設などの整備や観光振興の費用を負担するために課税される税金です。税率は田沢湖町、西木村は 1 日 1 人 150 円、角館町は宿泊 1 日 1 人 150 円・日帰り 1 日 1 人 90 円である。

6 特別土地保有税

特別土地保有税は、投機的な土地取得の抑制と宅地供給の促進を図る目的で設けられた税金で、土地の保有及び取得にかかるものがある。納税義務者は、一定規模以上の土地を保有したり、取得している者である。税額は、土地の取得価額に税率を乗じ、その額から、固定資産税や不動産取得税に相当する額を差し引いて計算する。税率は 3 町村とも、保有 1.4%、取得 3%である。

7 鉱産税

鉱産税は、鉱物（金、銀、銅、鉛等）の掘採の事業に対して、その鉱物の価格を課税標準として課税される税金です。納税義務者は鉱物の掘採事業を行う鉱業者で、納税額は鉱業者が掘採した鉱物の価格に税率を乗じて算出する。税率は 3 町村とも 1%（ただし、1 か月に掘採した鉱物の価格が 200 万円以下の場合の税率は 0.7%）、制限税率は 1.2%となっている。

(表1) 平成13年度田沢湖町・角館町・西木村の町税調定額(現年課税分)

	田沢湖町	角館町	西木村
個人町村民税	229,074 千円	350,948 千円	78,726 千円
法人町村民税	83,232 千円	89,033 千円	9,933 千円
固定資産税	815,248 千円	531,693 千円	171,073 千円
軽自動車税	22,625 千円	22,151 千円	10,478 千円
たばこ税	84,148 千円	89,006 千円	16,300 千円
入湯税	129,651 千円	17,671 千円	11,654 千円
特別土地保有税	6,216 千円	563 千円	—
鉱産税	—	—	—
計	1,370,194 千円	1,101,065 千円	298,164 千円

田沢湖町・角館町・西木村の町村税の比較

平成13年度決算の町村税(個人町村民税、法人町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、特別土地保有税、鉱産税)の調定額(表1)は、田沢湖町が1,370,194千円、角館町が1,101,065千円、西木村が298,164千円となっている。

個人町村民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、たばこ税、鉱産税については、税率などに差異は見られないが、法人町村民税、入湯税に差異が見られる。

3町村間に差異があるのは、法人町村民税、入湯税

○法人町村民税 税率：田沢湖町、西木村＝12.3%、角館町＝14.5%

標準税率：田沢湖町、西木村＝9段階、角館町＝10段階(資本金50億円以上、従業員50人以下の税額410,000円の区分がある)

○入湯税 税率：田沢湖町、西木村＝1日1人150円、角館町＝宿泊1日1人150円、日帰り1日1人90円

地方税の取扱いに関する法令

○市町村の合併に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

（地方税の不均一課税）

第 10 条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 3 年度に限り、その衡平を欠く程度を限界として不均一の課税をすることができる。

○地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

（地方団体の課税権）

第 2 条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

（地方税の賦課徴収に関する規定に形式）

第 3 条 地方公共団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（市町村が課することができる税目）

第 5 条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- (1) 市町村民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市町村たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

（第 3 項から第 5 項 省略）

6 市町村は、前 2 項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- (1) 都市計画税
- (2) 水利地益税
- (3) 共同施設税
- (4) 宅地開発税
- (5) 国民健康保険税

（公益等に因る不均一課税免除及び不均一課税）

第 6 条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適當とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一課税をすることができる。

（受益に因る不均一課税及び一部課税）

第 7 条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

（市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継）

第 8 条の 2 市町村の廃置分合があつた場合（次条第 1 項本文の規定に該当する場合を除く。）においては、当該廃置分合により消滅した市町村（以下本条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村（以下本条において「承継市町村」という。）の区域によつて、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て（異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。）その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。

（第 2 項から第 4 項 省略）

先進市事例

■ あきる野市

2 市町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

個人市民税は、標準税率を採用する。但し、個人均等割は、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併する年度及びこれに続く 2 年度は現行の税率を採用する。

法人市民税の法人税割は、制限税率と一部標準税率を採用する。ただし、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併する年度は現行の税率を採用する。

軽自動車税は、標準税率を採用する。身体障害者等に対する減免規定は秋川市の例による。

都市計画税は、税率 0.27 パーセントを採用する。ただし、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。

個人市民税・固定資産税・都市計画税の納期は、秋川市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市町村の例による。

特別土地保有税は、秋川市の例による。

■ 篠山市

4 町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。

軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。

個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。

ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。

イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。

■ 西東京市

2 市で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である 100 分の 14.7 を基本とする。ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。

ア 資本金が一億円以下の法人等 100 分の 12.3

イ 資本金が一億円を超え 10 億円以下の法人等 100 分の 13.5

都市計画税の税率は、100 分の 0.24 とする。ただし、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。

固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。

■さいたま市

個人市民税については、現行のとおりとする。ただし、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により個人市民税均等割は、平成 14 年度以降年額 3,000 円となる。

法人市民税については、現行のとおりとする。

固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、平成 14 年度以降の納期については、5・7・12・2 月で調整を図る。

軽自動車税については、現行のとおりとする。

市たばこ税については、現行のとおりとする。

特別土地保有税については、現行のとおりとする。

事業所税については、現行のとおりとする。ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、合併の日の翌日から 6 月を経過する月以降課税区域となる。

都市計画税については、現行のとおりとする。ただし、納期については固定資産税と同様とする。

減免については、それぞれの税目について統一的な処理基準を作成する。

各税目ごとの決定方法の例

税 目	事 例
個人町民税	■新潟市：新潟市域を 2,500 円から 3,000 円に、黒埼町域を 2,000 円から 2,500 円に上げた上で、3 年間不均一課税。 ■あさぎり町：地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
法人町民税	■西東京市：法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である 14.7%を基本。ただし、課税特例として税率を、資本金等が 1 億円以下の法人等の場合は 12.3%、資本金等が 1 億円を超え 10 億円以下の法人等の場合は、13.5%とすることとした。 ■水戸市：合併後 3 年間の不均一課税を実施することとした。 ■あさぎり町：5 町村とも同様の制度であったため、新町においても現行のとおりとする。
固定資産税	■篠山市：納期前納付報奨金については、次の通り取扱う。 - ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。 - イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。 ■西東京市：納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。 ■あさぎり町：納期については、須恵村の例による。
軽自動車税	■あきる野市：標準税率を採用する。身体障害者等に対する減免規定は秋川市の例による。 ■篠山市：税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。 ■あさぎり町：税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。
市町村たばこ税	■さいたま市：現行の通りとする。 ■あさぎり町：5 町村とも同様の制度であったため、新町においても現行のとおりとする。
特別土地保有税	■あきる野市：秋川市の例による。 ■あさぎり町：5 町村とも同様の制度であったため、新町においても現行のとおりとする。
入湯税	■熊本市：従来は入湯税は課税していなかったが、合併される町の制度に統一して新たに課税することとした。 ■あさぎり町：5 町村とも同様の制度であったため、新町においても現行のとおりとする。
事業所税	■新潟市：新たに課税される黒埼町域では 3 年間不均一課税（3 年間 2 分の 1 とする）。 ■浜松市：不均一課税をとらず、旧可美村地域においても課税することとした。
都市計画税	■新潟市：新たに課税される黒埼町域では 3 年間不均一課税（3 年間段階的に引上げ。（0.07% → 0.14% → 0.21% → 0.28%））